

琉球大学農学部附属亜熱帯フィールド科学教育研究センター使用内規

〔平成14年7月12日〕
制 定

(趣旨)

第1条 この内規は、琉球大学農学部附属亜熱帯フィールド科学教育研究センター（以下「センター」という。）規程第15条の規定に基づき、センターの使用等に関し、必要な事項を定める。（平20年度一部改正）

(使用者の資格)

第2条 センターを使用することができる者は、次のとおりとする。

- (1) 本学の教職員
- (2) 本学の学部学生，大学院生及び研究生
- (3) その他センター長が認めた者

(使用手続)

第3条 センターを使用する者は、次の各号に従って使用申請書をあらかじめセンター長に提出し、その許可を受けなければならない。ただし、使用期限は年度末までとする。（平20年度一部改正）

(1) 土地・建物等の使用，設置物，試料採取等で使用する場合は様式1で申請すること。

（平20年度一部改正）

(2) 機械類・車両等の使用の場合は前条第2号を除く者で様式2で申請すること。（（平20年度一部改正）平22年11月一部改正）

(3) 技術職員等への支援要請の場合は前条第2号を除く者で様式3で申請すること。ただし、支援は原則として勤務時間内とする。（（平20年度一部改正）平22年11月一部改正）

2 与那フィールドの宿泊施設を使用する場合は、別に定める内規に従って使用手続を行うこと。（平20年度一部改正）

3 第1項第1，2及び3号により申請した者に対し、センター長は使用許可回答書（様式4）を交付するものとする。（平20年度一部改正）

4 前項により許可を受けた者が、その形状を変更する場合は事前にセンター長に様式1及び2に準じて申請し、許可を受けなければならない。（平22年5月全面追加）

5 使用申請者は、申請後又は許可後において、日程変更等が生じた場合は、速やかにセ

ンター長に連絡しなければならない。

(使用者の義務)

第4条 センター使用者は、別に定める使用心得を遵守し、施設・設備を常に良好な状態に保つよう努めなければならない。(平20年度一部改正)

2 使用者は、その責めに帰すべき理由により、建物又は設備備品等を破損し、又は紛失したときは、これを原状に回復し、又は損害を賠償しなければならない。

(許可の取消し等)

第5条 次の各号の一に該当するときは、センター長は使用許可を取消することができる。

(1)使用の事実が使用許可回答書の記載内容と相違したとき。(平20年度一部改正)

(2)使用心得を遵守しないとき。

(3)センター長が必要と認めたとき。

2 前項の使用許可の取消しによる損害は、センターはその責めを負わない。(平20年度一部改正)

(研究成果の公表)

第6条 センターを使用して行った調査研究の成果を公表する場合は、センターを使用したことを明記し、別刷を1部センターに寄贈するものとする。

(雑則)

第7条 この内規に定めるもののほか、センターの使用に関し、必要な事項はセンター長が別に定める。

附 則

この内規は平成14年7月12日より施行する。

附 則(平成21年1月27日)

この内規は平成21年4月1日から施行し、平成21年度から適用する。

附 則(平成22年5月21日)

この内規は平成22年5月21日から施行し、平成22年度から適用する。

附 則(平成22年11月4日)

この内規は平成23年1月1日から施行する。